

事前申請が必要

資格取得を
応援します！

佐賀県 技術力強化支援補助金 第一次募集開始!!

「技術力強化支援補助事業」では、県内建設業者等の技術力強化を図るため、施工管理技士等の資格取得を支援します！

補助対象者

○中小企業基本法(S.38法律第154号)第2条に該当し、県内に主たる事務所を有する建設業者で、建設業許可を有するもの。(補助対象経費①、②)

○中小企業基本法(S.38法律第154号)第2条に該当し、県内に主たる事務所を有し佐賀県建設工事等入札参加資格(測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査)を有するもの、又は測量業・建設コンサルタント・地質調査業・建築事務所の登録を有するもの。(補助対象経費③)

補助対象経費 及び 補助率

補助対象経費	資格取得の対象者	補助率(補助金額)
施工管理技士等 登録機関技能者講習 入札参加資格申請で求められる資格(技術士、測量士、RCCM、地質調査技士) 上記 ~ の資格取得に係る試験料、講習受講料、教材費等	事業主 常勤の役員 常勤の従業員	$\text{対象経費} \times \frac{1}{2} \times \text{算定指数}$ (1事業所当たり補助金額上限10万円) $\left[\begin{array}{l} \text{算定指数} \\ \text{資格取得対象者に占める35歳未満の者の人数により定める指数} \end{array} \right]$

受験者の限度

1事業者あたり同一資格を対象にした講習・試験につき2名以内※

※試験(学科、実地)のみ受験する場合についても1事業者あたり2名以内

女性技術者 等は補助条件 を緩和！

建設業における女性の活躍を促進するため、資格取得の対象者に女性技術者・技能者が含まれる場合は、補助対象になる対象者数や補助金の限度額を緩和します。

○女性技術者・技能者1名を含む場合 ⇒ 資格取得の対象者数 3名まで
補助金額上限 15万円

○女性技術者・技能者2名を含む場合 ⇒ 資格取得の対象者数 4名まで
補助金額上限 20万円

New!

申請期限

実施計画書提出期限	対象となる試験
令和2年9月30日締切	令和2年4月～令和2年10月に実施される試験

※11月以降に実施される試験については、秋頃に予定している第二次募集の対象になります。

選考方法

要件を満たすものから先着順で受付

その他の条件

- 事業者の負担する経費であること
- 受験料、受講料及び教材費について、他の助成金・給付金を受給しないこと
- 建設業者においては、毎事業年度終了後の決算変更届を適切に提出していること

事業の詳細、申請書類等は、佐賀県ホームページをご覧ください。

佐賀県ホームページのトップ画面から[サイトメニュー]「県土・まちづくり」「建設業再生支援事業」「建設業基盤強化事業」をクリックして、必要なメニューを選択してください。

